

議案第7号

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年6月6日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項第1号ア(ア)中「6,000円」を「9,000円」に改め、同号ア(イ)中「12,000円」を「17,000円」に、「21,000円」を「28,000円」に、「31,000円」を「48,000円」に、「58,000円」を「77,000円」に、「99,000円」を「117,000円」に、「160,000円」を「200,000円」に、「200,000円」を「253,000円」に、「210,000円」を「287,000円」に改め、同項第2号ア(ア)中「9,000円」を「14,000円」に改め、同号ア(イ)中「18,000円」を「26,000円」に、「32,000円」を「43,000円」に、「47,000円」を「72,000円」に、「88,000円」を「115,000円」に、「151,000円」を「176,000円」に、「249,000円」を「300,000円」に、「306,000円」を「380,000円」に、「326,000円」を「431,000円」に改め、同表13の項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表15の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第1号中「建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表16の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表17の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表18の項から20の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第2の50の項の次に次のように加える。

50 2	建築基準法施行令(昭和25 の年政令第338号)第137条の 12第6項の規定に基づく 既存の建築物に対する制限 の緩和に係る敷地と道 路との関係の特例認定申 請手数料	既存の建築物に対する制 限の緩和に係る敷地と道 路との関係の特例 の認定の申請に対する審 査	27,000円
50 3	建築基準法施行令第137条 の12第7項の規定に基づ く既存の建築物に対する 制限の緩和に係る道路内 の建築制限の特例認定申 請手数料	既存の建築物に対する制 限の緩和に係る道路内 の建築制限に関する特例 の認定の申請に対する審 査	27,000円

査		
---	--	--

別表第2の51の項中「(昭和25年政令第338号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表9の項に係る部分に限る。）は、令和6年10月1日から施行する。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、関連する手数料を定め、その他所要の改正を行う必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後				改正前			
本則・附則（略）				本則・附則（略）			
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）				別表第1（第2条、第3条、第5条関係）			
項	事務	名称	金額	項	事務	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下この項、10の項、13の項、14の項、18の項及び19の項において「建築基準関係規定適合審査」という。）を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を新築しようとするときは、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	9	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下この項、10の項、13の項、14の項、18の項及び19の項において「建築基準関係規定適合審査」という。）を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を新築しようとするときは、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）又は住宅性能評価書（以下この項において「住宅性能評価書」という。）をいう。）がある場合
（ア）一戸建ての住宅の場合にあつては、
1件につき9,000円
（イ）一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては総戸数が5戸以内のときは、1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の

ア 長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）又は住宅性能評価書（以下この項において「住宅性能評価書」という。）をいう。）がある場合
（ア）一戸建ての住宅の場合にあつては、
1件につき6,000円
（イ）一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては総戸数が5戸以内のときは、1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の

申請につき)
17,000円、5戸を超え10戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき) 28,000円、10戸を超え30戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき) 48,000円、30戸を超え50戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき) 77,000円、50戸を超え100戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時

申請につき)
12,000円、5戸を超え10戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき) 21,000円、10戸を超え30戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき) 31,000円、30戸を超え50戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき) 58,000円、50戸を超え100戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時

に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき) 117,000円、100戸を超え200戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき) 200,000円、200戸を超え300戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき) 253,000円、300戸を超えるときは1件につき、(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき) 287,000円

に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき) 99,000円、100戸を超え200戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき) 160,000円、200戸を超え300戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき) 200,000円、300戸を超えるときは1件につき、(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき) 210,000円

イ (略)

(2) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を増築し、又は改築しようとするときは、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 確認書又は住宅性能評価書がある場合

(ア) 一戸建ての住宅の場合にあつては、1件につき
14,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては総戸数が5戸以内のときは、1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき)
26,000円、5戸を超え10戸以内のときは1件につき(同一

イ (略)

(2) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を増築し、又は改築しようとするときは、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 確認書又は住宅性能評価書がある場合

(ア) 一戸建ての住宅の場合にあつては、1件につき
9,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては総戸数が5戸以内のときは、1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき)
18,000円、5戸を超え10戸以内のときは1件につき(同一

の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき) 43,000円、10戸を超え30戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき)72,000円、30戸を超え50戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき)115,000円、50戸を超え100戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき)

の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき) 32,000円、10戸を超え30戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき)47,000円、30戸を超え50戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき)88,000円、50戸を超え100戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき)

			<p><u>176,000円</u>、100戸を 超え200戸以内のとき は1件につき(同一の 住宅に関し同時に数 件の申請が行われ る場合には、当該数 件の申請につき)</p> <p><u>300,000円</u>、200戸 を 超え300戸以内のとき は1件につき(同一の 住宅に関し同時に数 件の申請が行われ る場合には、当該数 件の申請につき)</p> <p><u>380,000円</u>、300戸 を 超えるときは1件 につき、(同一の住 宅に関し同時に数 件の申請が行われ る場合には、当該数 件の申請につき) <u>431,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p>				<p><u>151,000円</u>、100戸を 超え200戸以内のとき は1件につき(同一の 住宅に関し同時に数 件の申請が行われ る場合には、当該数 件の申請につき)</p> <p><u>249,000円</u>、200戸 を 超え300戸以内のとき は1件につき(同一の 住宅に関し同時に数 件の申請が行われ る場合には、当該数 件の申請につき)</p> <p><u>306,000円</u>、300戸 を 超えるときは1件 につき、(同一の住 宅に関し同時に数 件の申請が行われ る場合には、当該数 件の申請につき) <u>326,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13	都市の低炭素化の促進	低炭素建築物新築等計画	(1) 都市の低炭素化の促	13	都市の低炭素化の促進	低炭素建築物新築等計画	(1) 都市の低炭素化の促

	<p>に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請手数料</p>	<p>進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項、18の項及び20の項において「登録住宅性能評価機関」という。)(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をい</p>		<p>に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請手数料</p>	<p>進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項、18の項及び20の項において「登録住宅性能評価機関」という。)(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をい</p>
--	---	----------------	--	--	---	----------------	---

			う。以下同じ。)が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分をする場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア—エ (略) (2)・(3) (略)				う。以下同じ。)が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分をする場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア—エ (略) (2)・(3) (略)
14	(略)	(略)	(略)	14	(略)	(略)	(略)
15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象となる建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1	15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象となる建築物(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1

に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

項に規定する非住宅部分に限る。以下この項から17の項までにおいて同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この項から17の項までにおいて「工場等」という。)である場合 ア又はイに定める額
ア 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項から17の項まで及び20の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適

に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

項に規定する非住宅部分に限る。以下この項から17の項までにおいて同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この項から17の項までにおいて「工場等」という。)である場合 ア又はイに定める額
ア 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項から17の項まで及び20の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適

合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は省令第1条第1項第1号イに定める基準（以下この項から17の項まで及び20の項において「標準入力法・主要室入力法」という。）による場合
当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000

合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は省令第1条第1項第1号イに定める基準（以下この項から17の項まで及び20の項において「標準入力法・主要室入力法」という。）による場合
当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000

			円、25,000平方メートル以上のときは 191,000円 イ (略) (2) (略)				円、25,000平方メートル以上のときは 191,000円 イ (略) (2) (略)
16	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(略)	16	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(略)
17	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同省令第3条（同省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	(略)	17	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同省令第3条（同省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	(略)
18	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同省令第3条（同省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同省令第3条（同省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査	18	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同省令第3条（同省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同省令第3条（同省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査

	<p>費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>能向上計画認定申請手数料</p>	<p>消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、同法第35条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分に有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している</p>	<p>費性能の向上に関する法律 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>能向上計画認定申請手数料</p>	<p>消費性能の向上に関する法律 第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、同法第35条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分に有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している</p>
--	--	---------------------	---	--	---------------------	---

ものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り。以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額
ア—エ (略)

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額
ア—エ (略)

ものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り。以下この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額
ア—エ (略)

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額
ア—エ (略)

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に1の項に規定する額を加えた額

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、申請に係る建築物について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の申請建築物

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に1の項に規定する額を加えた額

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、申請に係る建築物について、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額をそれぞれ加算した額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第3項の申請建築物

			(1)、(2)又は(3)に規定する額 イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条</u> 第3項の他の建築物一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額				(1)、(2)又は(3)に規定する額 イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第34条</u> 第3項の他の建築物一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額
19	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項</u> 各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア—エ (略)	19	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第36条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第3項</u> 各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア—エ (略)
			(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条</u> 第3項の他の建築物一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額				(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第34条</u> 第3項の他の建築物一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額

消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア—エ (略)

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合(同項各号に掲げる事項の記載の追加を

消費性能の向上に関する法律 第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア—エ (略)

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合(同項各号に掲げる事項の記載の追加を

伴う場合を除く。)にあ
っては、(1)又は(2)に規
定する額に1の項に規
定する額を加えた額

(4) 建築物のエネルギー
消費性能の向上等に関
する法律第34条第3項
各号に掲げる事項の記
載がない建築物エネル
ギー消費性能向上計画
に係る変更であって、同
項各号に掲げる事項の
記載の追加を伴う場合
にあつては、変更の申請
に係る建築物につき、次
のア又はイに掲げる区
分に応じ、当該ア又はイ
に定める額をそれぞれ
加算した額

ア 建築物のエネルギ
ー消費性能の向上等
に関する法律第34条
第3項の申請建築物
(1)、(2)又は(3)に規
定する額

イ 建築物のエネルギ
ー消費性能の向上等
に関する法律第34条

伴う場合を除く。)にあ
っては、(1)又は(2)に規
定する額に1の項に規
定する額を加えた額

(4) 建築物のエネルギー
消費性能の向上に関す
る法律 第34条第3項
各号に掲げる事項の記
載がない建築物エネル
ギー消費性能向上計画
に係る変更であって、同
項各号に掲げる事項の
記載の追加を伴う場合
にあつては、変更の申請
に係る建築物につき、次
のア又はイに掲げる区
分に応じ、当該ア又はイ
に定める額をそれぞれ
加算した額

ア 建築物のエネルギ
ー消費性能の向上に
関する法律 第34条
第3項の申請建築物
(1)、(2)又は(3)に規
定する額

イ 建築物のエネルギ
ー消費性能の向上に
関する法律 第34条

第3項の他の建築物
一の建築物につき18
の項の(1)又は(2)に
規定する額

(5) 建築物のエネルギー
消費性能の向上等に
関する法律第34条第3項
各号に掲げる事項の記
載がある建築物エネル
ギー消費性能向上計画
に係る変更であって、変
更の申請に係る建築物
につき、次のアからウま
でに掲げる区分に応じ、
当該アからウまでに定
める額をそれぞれ加算
した額

ア 建築物のエネルギ
ー消費性能の向上等
に関する法律第34条
第3項の申請建築物
(1)、(2)又は(3)に
規定する額

イ 建築物のエネルギ
ー消費性能の向上等
に関する法律第34条
第3項の他の建築物
(追加に係るものを

第3項の他の建築物
一の建築物につき18
の項の(1)又は(2)に
規定する額

(5) 建築物のエネルギー
消費性能の向上に
関する法律第34条第3項
各号に掲げる事項の記
載がある建築物エネル
ギー消費性能向上計画
に係る変更であって、変
更の申請に係る建築物
につき、次のアからウま
でに掲げる区分に応じ、
当該アからウまでに定
める額をそれぞれ加算
した額

ア 建築物のエネルギ
ー消費性能の向上に
関する法律第34条
第3項の申請建築物
(1)、(2)又は(3)に
規定する額

イ 建築物のエネルギ
ー消費性能の向上に
関する法律第34条
第3項の他の建築物
(追加に係るものを

			<p>除く。)一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額</p> <p>ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第34条第3項の他の建築物(追加に係るものに限る。)一の建築物につき18の項の(1)又は(2)に規定する額</p>
20	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	(略)
備考 (略)			

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

			<p>除く。)一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額</p> <p>ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第3項の他の建築物(追加に係るものに限る。)一の建築物につき18の項の(1)又は(2)に規定する額</p>
20	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	(略)
備考 (略)			

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

項	事務	名称	金額（1件につき）
(略)	(略)	(略)	(略)
50	(略)	(略)	(略)
50の2	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定の申請に対する審査	27,000円
50の3	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限に関する特例認定の申請に対する審査	既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限の特例認定申請手数料	27,000円
51	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	27,000円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

別表第3 (略)

項	事務	名称	金額（1件につき）
(略)	(略)	(略)	(略)
50	(略)	(略)	(略)
51	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	27,000円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

別表第3 (略)